

福島県外の借り上げ住宅の新規受け付け打ち切りの撤回を求める意見書

福島県は、2012年11月5日、福島県外の借り上げ住宅について新規受け付けを12月28日で終了することを発表した。これにより、同日以降に政府指示の避難区域外から避難を行う人は、借り上げ住宅制度による支援を受けることができなくなる。民間賃貸住宅だけではなく、自治体の公営住宅、UR賃貸住宅等の新規受け付けも終了するとされている。借り上げ住宅制度は、福島原発事故により避難を強いられる人々の生活にとって重要なものであることは言うまでもない。三鷹市においても、約10世帯の方々がこの制度を活用して暮らしている。

福島県は打ち切りの理由に、避難者の数が減ってきたことを上げている。県外での借り上げ住宅の新規受け付けは、本年1～4月では毎月約500世帯1,200人、6月でも141世帯328人の申し込みがあるという。母子避難者が圧倒的に多かった昨年に比べ、本年は家族で避難する人がふえているのが実態である。震災後すぐには動けなかったが、子どもが学校を卒業したり、仕事の引き継ぎを済ませたりして、やっと避難する準備が整ったという人もいる。また、除染に望みをかけていたが、一向に進まないだけではなく、除染をしてもすぐに空間放射線量が高くなってしまいう現実を見て、やはりここでは安心して住めないと判断した人もいるようである。

現在でも、福島県内の多くの地域において空間放射線量は、公衆の追加被曝限度である年間1ミリシーベルトを上回っている。民間の支援団体による調査でも、空間線量や土壌汚染の状況は決して楽観できるものではない。

福島市が5月に行った意識調査の結果によれば、8割以上の市民が外部被曝や内部被曝の影響について「大いに不安」、「やや不安」としており、全体の3分の1、乳幼児や小学生のいる世帯の半分以上が「できれば避難したい」と答えている。福島県・国がなすべきは、被災者支援の縮小ではなく支援の拡充である。

本年6月21日に成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（原発事故子ども・被災者支援法）」は、一定の放射線量を上回る地域からの避難について自己決定を行うことができるよう支援することを基本理念として定め、避難先における住宅の確保に関する施策を講じるとしている。同法に基づく支援の開始までは時間がかかることが見込まれる中、区域外避難者への切れ目のない支援を実現するためにも、借り上げ住宅の新規受け付けは継続されるべきである。

日本弁護士連合会も、自主避難者への借り上げ住宅制度の適用継続及び拡充を求める会長声明を発表。原発被災者支援をしている市民団体なども今後、住宅支援の継続を求めて要請を出すべく署名活動を始めている。

よって、本市議会は、国会及び政府並びに福島県に対し、下記の事項を実現するよう強く求める。

- 1 災害救助法による借り上げ住宅制度の支援を継続すること。
- 2 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づき、被災者支援を確実に実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝